

令和 8 年度

社会資本整備総合交付金（交付金街路）及び
県単街路整備（整備）合併工事（東宝珠花道路改良工）

特記仕様書

都市計画道路 東宝珠花柏寺線

野田市 東宝珠花

特 記 仕 様 書

工 事 名：社会資本整備総合交付金（交付金街路）及び
県単街路整備（整備）合併工事（東宝珠花道路改良工）
路線河海名：都市計画道路 東宝珠花柏寺線
施 工 箇 所：野田市 東宝珠花

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

- 1 本特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については、別で定める「土木工事共通特記仕様書及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工期等

本工事の工期は、契約日の翌日から 130 日間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の不稼働日（年末年始休暇）	6 日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：39 日間／年間

ロ) 8時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間
／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 工事中の安全確保

- 1 工事期間中に配置する交通誘導員は、下表のとおり配置するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件などにより配置人員の変更が必要な際には監督員と協議するものとする。

施工区分・施工	期間	配置人員
夜間工事(21時から5時) ・排水構造物工（プレキャストボックス） ・コンクリート構造物取壊し ・舗装工（車道） ・舗装版破碎・切断（車道）	施工期間中	(B) 4人/日 (交代要員あり)
昼間工事(9時から17時) ・上記以外の工種	施工期間中	(B) 3人/日 (交代要員あり)

- 2 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき適切な第三者への安全の確認を行うものとする。
- 3 工事期間中は、夜間における安全確保のための保安灯を設置するなどして視認性を確保するとともに、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

第4条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、実施状況資料を整備・保管し、監督員から請求があった場合に提示するものとする。

第5条 施工体制の点検

受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該工事の監督職員、現場技術員及び事務所の職員とし身分証明書を携帯し、胸に所属、役職、氏名、顔写真の入った名札を着用するものとする。

第6条 建設副産物

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証

明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成后５年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）を用いて登録・作成しなければならない。

請負金額１０００千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- （２）建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。
- （３）建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- （４）建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- （５）建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のＤ票及びＥ票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

２ 建設廃棄物

本工事により発生する建設廃棄物については下記のとおりし、運搬し処分するものとする。

建設廃棄物種類	片道運搬距離	搬 出 先	搬出先所在地
・ As 殻 ・ 路盤廃材 ・ 無筋 CO 殻 ・ 有筋二次 ・ がれき類	８．３ｋｍ (D I D 地区無)	木名瀬商事(株) リサイクル工場	野田市目吹砂田 2341

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

３ 建設発生土等

本工事により発生する土砂は、野田市今上地先地先、片道運搬距離約 15.8km の運河大橋ストックヤードに運搬するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

4. アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県八千代市吉橋 1075-9
千葉丸辰道路(株)八千代工場
片道運搬距離 43.1 km
- b) 受け入れ時間 9時00分～17時00分

第7条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施状況を報告するものとする。

第8条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第9条 環境対策等

受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進するため、施工計画書「環境対策」に「環境に配慮した工事実施計画」を記載するものとする。

第10条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
- ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
舗装工	下層路盤	プルフローリング実施時

２．段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第１１条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第２章 材 料

第１２条 使用材料

使用材料については、図面及び数量集計表によるものとする。

受注者は、施工計画書に主要材料一覧とともにその品質を証する資料を添付すること。

第１３条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
セメント	○			JIS以外の製品については検査を行う
混和剤	○			JIS以外の製品については検査を行う
セメントコンクリート用骨材	○			JIS以外の製品については検査を行う
基礎用砕石	○			
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う
瀝青材	○			JIS以外の製品については検査を行う
道路用砕石	○			
コンクリート二次製品	○			JIS以外の製品については検査を行う

第14条 レディーミクストコンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

構造物種類	予び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大 寸法(mm)	W/C	セメントの種類
街渠柵	18	8	25 (20)	60%以下	高炉 (B)
集水柵	18	8	25 (20)	60%以下	高炉 (B)
均しコンクリート	18	8	25 (20)	規定なし	高炉 (B)
基礎コンクリート	18	8	25 (20)	規定なし	高炉 (B)

第15条 JIS 製品記号

設計図書中の J I S 製品記号は、JIS の国際単位系 (S I) 移行 (以下、「新 JIS」という。) に伴い、すべての新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

また、設計図書中の J I S 製品記号は、JIS の国際単位系 (S I) 移行 (以下、「新 JIS」という。) に伴い、すべての新 JIS の製品記号に読みかえるものとする。ただし、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、読みかえずに使用出来るものとする。

第16条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 溶融式

名称	規 格	数量 (kg/km以上)				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含 まない
ビーズ	JIS R 3301-1 号	20	26	40	60	
プライマ		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	幅 (cm)	色彩	摘 要
車道外側線	15、45	白	

第3章 施 工

第17条 測量

1 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分

に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物（特に埋設物件）には十分に配慮し実施するものとする。

- 2 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
- 3 本工事の施工を行う前に現況調査（測量等）を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。

第18条 準備工

- 1 施工前に監督職員と事前打合せを行うこと。
- 2 施工前に近隣住民に工事案内をすること。

第19条 排水構造物工

新設の側溝及び横断函渠、集水桝の接続については、雨水の円滑な流れを確保するとともに、接続部からの漏水等が起こらないように工夫を凝らすこと。

第20条 舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

車道表層	再生密粒度アスコン（20）
車道中間層	再生粗粒度アスコン（20）
車道基層	再生粗粒度アスコン（20）
歩道表層	開粒度アスコン（13）

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。

- 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。
- 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- 6) 混合物の転圧延長が 10m以上にならないようにする。
8. 5℃以下で施工する場合は、本条第 7 項の規定によらなければならない。
9. プライムコートの使用量は 1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は 0.4ℓ/㎡とする

第 2 1 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントとし、以下の仕様によるものとする。

用途	セメント量
均しモルタル、敷きモルタル	5 3 0 kg／m ³ 以上（又は、1 : 3）

第 2 3 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 4 章 その他

第 2 4 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: 舗装工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない